

オーダーメイド型多様な農業人材支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域農業の維持・発展に寄与する、多様な人材の活用や、多様な経営体による地域の特性や優位性を活かした取組等を支援するため、予算の範囲内においてオーダーメイド型多様な農業人材支援事業交付金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)、デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱(令和4年2月25日府地事第63号内閣府事務次官通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 本交付金において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 新農業人

次のいずれかを満たす者。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りではない。

イ 原則として、直近3年以内に地域おこし協力隊員等を含めた1年以上の農業従事又は研修を経験し、栽培技術や経営管理等の営農スキルを習得の上、事業実施年度内に独立して営農を開始する又は事業実施時点で就農して3年が経過していない者

ロ 事業実施時点で親元就農(親族が経営する農業経営体へ就農)しており、かつ、就農して3年が経過していない者

(2) 技能実習生

次の全てを満たす者。

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第一の二の表の上欄に掲げる技能実習の在留資格をもって在留する者

ロ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に基づき、受入事業者によって雇用されている者

(3) 特定技能外国人

次の全てを満たす者。

イ 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる特定技能の在留資格をもって在留する者

ロ 受入事業者によって雇用されている者

(4) 障がい者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所有者等

(5) 福祉事業所

就労移行支援事業、就労定着支援事業、就労継続支援 A 型事業又は就労継続

支援 B 型事業を実施する事業所で宮城県又は仙台市が指定した事業所

(交付の対象及び交付率)

第 3 条 県は、次に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業

(2) 借上家賃支援事業

(3) 雇用創出環境整備支援事業

2 交付事業の内容、交付対象経費、取組主体及び交付率等は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第 1 号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税等相当額が明らかなではない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

3 規則第 3 条第 2 項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号の事業にあつては、間接交付金の交付に関する市町村の規則等

(2) 取組主体の暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 2 号）

(3) 取組主体の県税に未納がないことの証明書（納税証明書）

(4) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付決定の通知)

第 5 条 知事は、事業実施主体から第 4 条第 1 項の規定による交付申請書の提出があ

り、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付決定を行い、事業実施主体に交付決定の通知を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつてはこの限りではない。
- (2) 交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること
- (3) 交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、指示を受けること。
- (4) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (5) その他必要な事項

2 知事は、交付の決定に当たっては、第4条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

(事業遂行状況報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の第2及び第3四半期の末日現在において別記様式第5号により作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、交付事業完了の日から1か月を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(実施要領別紙1～3)
- (2) 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付金の額の確定等)

第9条 知事は、第8条第1項の規定による報告を受けた場合には、規則第13条の規定により、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その結果に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 知事は、規則第14条の規定により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを事業実施主体等に対して、命ずることがある。

(交付金の交付方法)

第10条 交付金の交付は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときには、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第7号によるものとする。

(間接交付金の交付)

第11条 第3条第1項第1号の交付事業の交付金の交付を受けた事業実施主体は当該取組主体に対して、この要綱の各規定に準じて交付金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 第4条第2項ただし書の規定により補助金等の交付申請をした者は、第8条第1項の規定により補助事業等実績報告書を提出した後において、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4条第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(事業名の揭示等)

第13条 この交付金により設置又は導入した施設、機械等のうち、第14条の規定により処分の制限を受けることとなる財産には、交付金に係る事業の実施年度と事業名を揭示するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第14条 規則第21条ただし書きの規定により処分の制限を受ける財産は、交付事業により取得又は効用を増加させた機械、器具及び施設等で、取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間等)

第15条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間とし、大蔵省令に定めのない財産に

については知事が別に定める期間とする。

2 第14条の財産について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、別記様式第9号により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することにより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(書類の提出及び経由)

第16条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、事業を所轄する地方振興事務所長又は地域事務所長を経由し、地方振興事務所長又は地域事務所長はその写しを保管するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月31日から施行し、令和5年度予算に係る当該交付金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月28日から施行し、令和7年度予算に係る当該交付金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。